

岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供に係る契約（建設工事並びに測量及び建設コンサルタント業務に関するものを除く。以下同じ。）の適正な執行を確保するため、一般競争入札（条件付）、一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者（以下「有資格業者」という。）に対する入札参加除外その他の措置について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 物品調達登録業者 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。）に基づく、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）に参加する資格を有する者をいう。
- (2) 役務の提供登録業者 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号。）に基づく、役務の提供の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者をいう。
- (3) 有資格業者 (1) 及び (2) に掲げる者をいう。
- (4) 契約担当者 岡山県財務規則（昭和61年規則第8号）第130条第1項に規定する知事又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者をいう。
- (5) 代表役員等 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認められるべき肩書きを付した役員及び別表各号に掲げる入札参加除外事由に該当する事実又は行為の発生時に代表役員等であった者を含む。）をいう。
- (6) 一般役員等 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時、物品の売買、修理等に係る契約又は役務の提供に係る契約を締結する事務所をいう。）を代表する者（別表各号に掲げる入札参加除外事由に該当する事実又は行為の発生時に一般役員等であった者を含む。）で (5) に掲げる者以外のものをいう。
- (7) 使用人 有資格業者の指揮命令を受ける者（別表各号に掲げる入札参加除外事由に該当する事実又は行為の発生時に使用人であった者を含む。）で、(5) 及び (6) に掲げる者以外のものをいう。なお、有資格業者との雇用契約の有無は問わない。

(入札参加除外事案の報告)

第3条 契約担当者は、有資格業者が別表各号に掲げる入札参加除外事由に該当することを知ったときは、入札参加除外事案報告書（様式第1号）を作成し、次の各号に定める者に報告するものとする。

- (1) 当該有資格業者が物品調達登録業者である場合 用度課長
- (2) 当該有資格業者が役務の提供登録業者である場合 業務種目の区分に応じ、役務の提

供の契約に係る審査要領別表の担当課の欄に掲げる課の課長（以下「担当課長」という。）

（入札参加除外の決定）

第4条 用度課長又は担当課長は、前条の規定による報告を受け、又は他の方法により得た情報により、有資格業者が別表各号に掲げる入札参加除外事由に該当することを知ったときは、速やかに次の各号に定める審査委員会の審査に付さなければならない。

（1）当該有資格業者が物品調達登録業者である場合である場合 出納局入札審査委員会

（2）当該有資格業者が役務の提供登録業者である場合である場合 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会

2 前項各号の審査委員会は、前項の規定により付議された入札参加除外事案について速やかに審議し、入札参加除外の可否及び別表各号に掲げる除外期間の範囲内においてその期間を決定するものとする。

3 前項の規定による入札参加除外の期間の始期は、その決定があった日の翌日とする。

（下請負人に対する入札参加除外）

第5条 前条第2項の規定により入札参加除外の決定を行う場合において、当該入札参加除外について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加除外の期間の範囲内で、入札参加除外の決定を併せて行うものとする。

（入札参加除外の期間の特例）

第6条 有資格業者が一の事案により別表各号に掲げる入札参加除外事由の二以上に該当したときは、当該事由ごとに規定する期間の短期及び長期それぞれの最も長い期間をもって入札参加除外の期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当する場合における入札参加除外の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍の期間とする。

（1）別表各号の入札参加除外事由に係る入札参加除外の期間中又は当該期間満了後1年を経過するまでの間に、同表各号の入札参加除外事由に該当する原因となる行為があったとき（次号に掲げる場合を除く。）。

（2）別表第9号から第15号までの入札参加除外事由に係る入札参加除外の期間中又は当該期間満了後3年を経過するまでの間に、同表第9号から第15号までの入札参加除外事由に該当する原因となる行為があったとき。

3 有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由があるため、別表各号及び前2項の規定による入札参加除外の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加除外の期間を当該短期の2分の1の期間（当該期間が1月未満となる場合は1月とする。）まで短縮することができる。

4 有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える入札参加除外の期間を定める必要があるときは、入札参加除外の期間を当該長期の2倍の期間（当該期間が36月を超えるときは36月とする。）まで延長することができる。

- 5 入札参加除外の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特段の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加除外の期間を変更することができる。
- 6 入札参加除外期間が満了した有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかとなったときは、当初の入札参加除外期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の入札参加除外期間を控除した期間をもって、新たに入札参加除外を行うことができる。
- 7 有資格業者が、過去に有資格業者でない時点において、別表各号の入札参加除外事由に該当した場合、又は入札参加除外事由に該当する行為が、過去に有資格業者であった期間のものであることが明らかとなったときは、当該入札参加除外事由により想定される除外期間の範囲内において、新たに有資格業者となった時点から入札参加除外を行うことができる。
- 8 入札参加除外の期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めたとき（検察官が不起訴処分をしたときを含む。）は、当該有資格業者について入札参加除外を解除するものとする。

（入札参加除外の通知及び公表）

第7条 出納局入札審査委員会及び岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会の委員長は、第4条又は第5条の規定により入札参加除外の決定があったときは、遅滞なく、その旨を各契約担当者に通知するとともに、入札参加除外が決定された有資格業者に対し入札参加除外通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 出納局入札審査委員会及び岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会の委員長は、入札参加除外の決定があったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を閲覧の方法又はインターネットにより、公表するものとする。なお、閲覧の方法による公表は、用度課又は担当課に入札参加除外閲覧簿（様式第3号）を備えてこれを行う。

- （1）入札参加除外が決定された有資格業者の商号、氏名（法人にあっては、代表者名）及び所在地
- （2）入札参加除外の理由
- （3）入札参加除外期間

（除外措置の承継）

第8条 入札参加除外の措置を受けた有資格業者から、合併又は会社分割等に伴う営業譲渡等により、当該有資格者の業務を承継した者は、当該入札参加除外の措置を承継するものとする。

2 入札参加除外事由に該当する行為後に、有資格業者から、合併又は会社分割等に伴う営業譲渡等により当該行為を行った業務を承継した場合は、当該承継者に、入札参加除外の措置を行うものとする。

（入札までに入札参加除外を行った場合の措置）

第9条 契約担当者は、県が発注する物品の売買、修理等若しくは役務の提供に係る契約の入札に参加する者として決定し、又は入札の指名を現に受けている有資格業者が、入札の執行日までに入札参加除外の措置を受けた場合には、当該有資格業者に対し、当該決定又は指名を取り消すものとする。

- 2 契約担当者は、県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供に係る随意契約の相手方として見積もり依頼した有資格業者が、当該見積もり期限までに入札参加除外の措置を受けた場合には、当該有資格業者に対し、当該見積もり依頼を取り消すものとする。

(契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、入札参加除外の措置を受けた有資格業者を入札参加除外の期間中、県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供に係る契約に係る入札に参加させてはならない。

- 2 契約担当者は、県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供に係る随意契約においても入札参加除外の期間中の有資格業者を契約の相手方としてはならない。ただし、県が発注する物品の売買、修理等及び役務の提供に係る契約（随意契約に限る。）が、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

- (1) 他に代替させることができない芸術品その他これに類するもの又は特許権等排他的権利若しくは特殊な技術に係る物品の購入等をする場合又は役務の提供を受ける場合において、当該相手方が特定されているとき。
- (2) 既に契約を締結した役務(以下「既契約役務」という。)につき、既契約役務に接続して提供を受ける同種の役務の調達をする場合であって、既契約役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるとき。
- (3) 県の委託に基づく試験研究の結果である役務の調達をする場合
- (4) 地域的条件その他の条件により他に物品の売買、修理等又は役務の提供ができる者がいないなど、やむを得ない事情がある場合

- 3 前項の但し書きによろうとする場合は、契約担当者は、あらかじめ出納局長に協議するものとする。

- 4 当該有資格業者が、第7条第1項及び第2項の規定による入札参加除外の通知を受ける前に、県が発注する物品の売買、修理等又は役務の提供に係る契約を締結していた場合における当該物品の売買、修理等及び役務の提供については、第1項及び第2項の規定は適用しない。

(下請等の禁止)

第11条 契約担当者は、県が締結した役務の提供に係る契約について、その目的を達成することができない場合を除き、入札参加除外の措置を受けた有資格業者が当該入札参加除外の期間中、当該役務の提供の全部若しくは一部の下請をし、又は再委託を受けることを認めないものとする。

- 2 前項において、下請等を認めようとする場合は、契約担当者は、あらかじめ出納局長に協議するものとする。

- 3 当該有資格業者が、第7条第1項の規定による入札参加除外の通知を受ける前に、県が発注する役務の提供の全部若しくは一部の下請をし、又は再委託を受けていた場合における当該役務の提供については、第1項の規定は適用しない。

(入札参加除外に至らない事由に関する措置)

第12条 出納局入札審査委員会及び岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等審査委員会 は、入札参加除外事由に該当する有資格業者等について、その内容が軽微なものであると認め

られるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことにより、入札参加除外に代えることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

(関係要領の廃止)

- 2 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領（平成26年3月24日施行。以下「旧物品調達要領」という。）及び岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領（平成19年9月1日施行。以下「旧役務の提供要領」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要領の施行の際、現に旧物品調達要領又は旧役務の提供要領による入札参加除外の措置を受けている者の入札参加除外については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 この要領の施行の日の前日までに入札参加除外事由の原因となる行為がなされた場合の入札参加除外については、第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年4月15日から施行する。

別表

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
(安全管理措置) 1 県が発注する物品の売買、修理等又は役務の提供に係る契約に関し、安全管理等の措置が不適切であったため、次のいずれかに該当するとき。 ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。 イ 物品の売買、修理等又は役務の提供に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。 2 県内における物品の売買、修理等又は役務の提供に係る契約で県が発注するもの以外のものの実施に当たり、安全管理等の措置が不適切であったため、次のいずれかに該当するとき。 ア 公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は重大な損害を与えたと認められるとき。 イ 物品の売買、修理等又は役務の提供に係る関係者に死亡者又は負傷者を生じさせ、その社会的な影響が重大と認められるとき。 (契約不履行) 3 県が発注する物品の売買、修理等又は役務の提供に係る契約の実施に当たり、次のいずれかに該当するとき。 ア 有資格業者の責めに帰すべき事由により、契約の履行を遅延したとき。 イ 有資格業者の責めに帰すべき事由により、契約に違反し、県から契約を解除されたとき。 ウ 過失により、契約の履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。） エ アからウまでに定める場合のほか、契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。 (公務執行妨害等) 4 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対する公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 月以上 9 月以下 1 月以上 6 月以下 1 月以上 6 月以下 1 月以上 3 月以下 1 月以上 3 月以下 3 月以上 1 2 月以下 1 月以上 6 月以下 1 月以上 1 2 月以下 1 8 月以上 2 4 月以下 1 8 月以上 2 4 月以下 1 6 月以上 2 4 月以下

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
5 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び地方公共団体等の職員に対して行った公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為等により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その社会的な影響が重大と認められるとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 6 次のア、イ又はウに掲げる者が、公務執行妨害、職務強要、恐喝、暴力行為、詐欺、横領等反社会的行為により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起され、その社会的な影響が重大と認められるとき。（前2号による場合を除く。） ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 （贈賄行為） 7 次のア、イ又はウに掲げる者が、本県職員に対して行った贈賄の容疑により、逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 8 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人 9 次のア、イ又はウに掲げる者が、その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	1 2月以上24月以下 9月以上24月以下 8月以上24月以下 3月以上12月以下 2月以上9月以下 1月以上6月以下 1 8月以上24月以下 1 8月以上24月以下 1 6月以上24月以下 1 2月以上24月以下 9月以上24月以下 8月以上24月以下 9月以上24月以下 3月以上24月以下 2月以上24月以下

入札参加除外事由	除外期間
(談合等) 10 県が発注する契約に関し、代表役員等若しくは一般役員等（以下「役員等」という。）又は使用人が、競争入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 11 その事務所が県内に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 12 その事務所が県外に所在する国及び他の地方公共団体等が発注する契約に関し、役員等又は使用人が、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (独占禁止法違反) 13 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は役員等、若しくは使用人が逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 県が発注する契約の場合 イ 県内における契約の場合 ウ 県外における契約の場合 (業務に関する法令違反) 14 前各号に掲げる場合のほか、次のいずれかに該当し、物品の売買、修理等又は役務の提供に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関して各種法令に違反し、役員等が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 イ 県が発注する契約に関して各種法令に違反し、使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ウ 業務に関して各種法令に違反し、監督官庁から行政処分を受けたとき。	18月以上24月以下 12月以上24月以下 8月以上24月以下 18月以上24月以下 12月以上24月以下 8月以上24月以下 1月以上12月以下 1月以上12月以下 1月以上12月以下

入 札 参 加 除 外 事 由	除 外 期 間
(私的行為による法律違反) 15 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、県が発注する物品の売買、修理工等又は役務の提供に係る契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 9 月以下
(虚偽記載) 16 県が発注する物品の売買、修理工等又は役務の提供の契約に係る入札又は随意契約（以下「入札等」という。）において、入札参加申出書等の入札説明書で定める書類、その他の入札等前の提出書類に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	1 月以上 6 月以下
(情報漏えい等) 17 県が発注する物品の売買、修理工等又は役務の提供の契約の実施に当たり、知り得た個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損があったとき又はその他の個人情報の管理が不適切であると認められるとき。	1 月以上 1 2 月以下
(その他不正又は不誠実な行為) 18 前各号に掲げる場合のほか、次のアからオまでに掲げる不正又は不誠実な行為をし、県が発注する物品の売買、修理工等又は役務の提供の契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 県の入札において、公正な取引の秩序を乱したと認められる場合 イ 業務に関し、本県職員に対して威力的行為を行った場合 ウ 制止を無視して、県の執務室へ入室した場合 エ 県が発注する物品の売買、修理工等又は役務の提供の入札で落札した後、正当な理由がなく、契約を辞退した場合 オ その他不正又は不誠実な行為を行い、その社会的な影響が重大と認められる場合	3 月以上 2 4 月以下 1 月以上 1 2 月以下 1 月以上 6 月以下 1 月以上 6 月以下 1 月以上 1 2 月以下

様式第 1 号（第 3 条関係）

入 札 参 加 除 外 事 案 報 告 書

報告者 職・氏名：

商 号 等	
代 表 者 名	
所 在 地	
業 務 種 目	
事 案 発 覚 年 月 日	
事 案 の 概 要	
入札参加除外 該 当 条 項	
報 告 者 の 意 見	

第 号
年 月 日

殿

〇〇〇〇〇審査委員会委員長
岡 山 県 出 納 局 長

入札参加除外通知

この度 において、貴 が行った は、県が発注する
物品の売買、修理等（役務の提供業務）の受注者としての社会的期待及び責任に照らして
もあつてはならないものであり、誠に遺憾であります。

よって、次のとおり入札参加除外の措置を行ったので通知します。

なお、今後は再度かかる事態が生じることのないよう十分注意してください。

記

1 入札参加除外の理由

2 入札参加除外の期間

様式第 3 号（第 7 条関係）

入札参加除外閲覧簿

商 号 等 代 表 者 名 所 在 地		
受 任 者 〔 岡山県と契約 する支店・ 営 業 所 等 〕		
事 案 の 概 要		
該 当 条 項 入 札 参 加 除 外 事 由	第 号 該 当	
入 札 参 加 除 外 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日 （ カ 月 ）	年 月 日 決 定